

川崎市高津区選挙管理委員会告示第6号

令和7年7月28日に任期が満了することにより執行が予定される第27回参議院議員通常選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条第1号の規定により、次の期間における選挙人名簿の登録の移替えは、当該期間の最終日の翌日以降に延期します。

令和7年6月2日

川崎市高津区選挙管理委員会

委員長 大滝 幸三

登録の移替えを延期する期間

令和7年6月17日から第27回参議院議員通常選挙の選挙期日まで
ただし、第27回参議院議員通常選挙に伴う公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による登録により新たに選挙人名簿に登録される者と同じ世帯の選挙人の登録の移替えを延期する期間については、当該登録を行った日から選挙期日までとし、公職選挙法第30条の5第4項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転の申請をするときに選挙人名簿の登録の移替えが必要となる者については、登録の移替えの延期を行わない。